

外国為替令等の一部を改正する政令案等について

財務省では、令和4年12月9日に公布された「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号）における外国為替及び外国貿易法等に関して、現在、「外国為替令等の一部を改正する政令案」等の整備を進めているところです。

その政令案等の概要については別紙及び別添新旧対照表等を御参照ください。

本政令案等につきまして、皆様から御意見を募集しております。御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。）、令和5年3月24日（金）（必着）までに、電子メール又は郵送により下記までお寄せください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

○ 電子メールによる場合

メールアドレス： gaitame.shourei@mof.go.jp

※ e-Gov のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出することも可能です。

○ 郵送による場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省国際局調査課外国為替室法規係

【お問い合わせ先】

○ 財務省国際局調査課外国為替室

T E L : 03-3581-4111（内線 2868）

外国為替令等の一部を改正する政令案等に係る 意見募集手続（パブリックコメント）の実施について

1. 改正の概要

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の改正[※]等に伴い、関連する政令・省令等の整備を行います。

※「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 97 号。以下「FATF 勧告対応法」という。）

主な改正内容は以下のとおりです。

（1）電子決済手段に係る規定の整備

- ・ 特定資本取引の対象に電子決済手段を追加する。
- ・ 電子決済手段における本人確認、報告及び本邦通貨との換算方法に関する規定を整備する。

（2）外国為替取引等取扱業者遵守基準に係る規定の整備

- ・ 外国為替取引等取扱業者の対象者及び対象取引に関する規定を整備する。
- ・ 外国為替取引等取扱業者遵守基準の内容及び当該基準に基づく手順書に関する規定を整備する。
- ・ 外国為替取引等取扱業者遵守基準に基づき主務大臣が指定する特定の者等を整備する。

（3）FATF 第 4 次対日相互審査報告書を踏まえた所要の規定の整備

- ・ 第三者経由の制裁対象者への支払等や資本取引が規制対象であることを明確化するための規定を整備する。

（4）その他の規定の整備

- ・ 相手方の報告を要しない届出規定の廃止に伴う規定を整備する。

2. 施行期日

【上記 1（1）、（3）、（4）の関連規定】

FATF 勧告対応法の公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日

【上記 1（2）の関連規定】

FATF 勧告対応法の公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日